

令和5年10月
農業委員会議事録

開催日：令和5年10月25日（水）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年10月25日（水）

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	欠	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	欠	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 草 間 真由美

（説明員） 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条第1項の規定による許可について |
| 第2号議案 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について |
| 第3号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について |
| 第4号議案 | 農用地利用集積計画（案）の決定について |

③ 報 告

- | | |
|-------|-----------------------------|
| 第1号報告 | 農地法第3条の3の規定による届出の受理について |
| 第2号報告 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について |

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時24分

9. 会議の内容

局 長

定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、始めたいと思います。皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。ご苦労さまです。

もう10月も終わりということで、この周りも大分残っている稲がなくなってきました。今農協に出荷しているお米はかがやきがほとんどなのですが、かがやきは、県内もそうだそうですけれども、1、2等がなくて3等だけということで、北のほうへ行くと凍害もあるそうです。多少お米の金額が上がったといっても3等では安いものですから、最終的にはどうにも収入は少ないということで、まして金額も下がり、今年はクズが多いので、収量も少ないような気がしております。

市のほうで油と肥料につきましては補助金が今年も出るということですが、肥料は価格が1.5倍になってしまっていますし、油は補助金が下がるということで、出ないよりはいいですが、なかなか厳しい農業経営になってきております。

11月も今年は暖かいような予報が出ておりました。まず秋と春がなくなってしまう、四季ではない二季になってしまうのではないかと、というニュースがやっていたけれども、今日も25度近くに上がるといことで、普通ではもう寒くならなくてはいけない時期なのに、暖かいのでなかなか紅葉が進まない。自然が暖冬に変わってきたので、人間もそれに慣れるのがなかなか難しく、疲れも抜けません。年のあるのかもしれませんが、なかなか疲れが取れなくて困っております。

体には十分気をつけて、季節の変わり目が一番体調を崩しやすいので、健康に気をつけて仕事に励んでいただければと思います。

話まとまりませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よ

局

長

ろしくお願いします。

ありがとうございました。

本日は渋谷委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。出席委員は14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議

長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から9番の吉田委員、10番の田口委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万6,070平方メートルです。通作距離は2.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め5名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万9,356平方メートルです。通作距離は1.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万1,985平方メートルです。通作距離は0.5キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め4名です。

以上3件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1

1 1 番推進委員
(豊田委員)

議 長

全 員
議 長

議 長

統 括 主 幹

番から3番について推進委員11番の豊田委員よりお願いいたします。

1番から3番の件についてまとめて補足説明します。

10月16日に現地を確認しております。申請地については、3件とも適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は3件とも世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび、現在住んでいる住宅の通路、車庫及び鶏舎の地目が畑であることが判明しました。引き続き住宅の一部として利用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和5年10月4日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ

		一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性など立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を瀬尾委員よりお願いいたします。
1 番 委 員 (瀬尾委員)		1 番の件についてご説明いたします。 10月12日に現地確認をしております。申請地の現状は宅地、転用目的は住宅敷地の追認でございます。申請箇所は3筆あり、いずれも既に宅地として利用しており、南側及び東側についてはコンクリート敷き、北側については隣接農地より低くなっていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、ご報告いたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹		議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1 番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和3年に市外に本店を置き、主に中古車、自動車部品、自転車及び電化製品の輸出入業を営む法人です。現在借りている資材置場の使用期限が迫り、自社の資材置場を所有したいと考え、土地を探していたところ、申請地は本社からも近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、2 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、十分な居住空間が確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在居住している住まいにも近く、住み慣れたところで安心して生活できる最適な場所と考え申請に及んだものです。

続きまして、3 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在居住している住まいにも近く、住み慣れたところで親族も近隣に居住しており、お互い協力し、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。なお、令和5年6月28日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、4 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に両親と計3人で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、母が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は母親の親類の住宅にも近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5 番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の親族の住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、十分な居住

空間が確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在居住している住まいにも近く住み慣れたところで、保育園や小学校も近く、子育てをするための環境もよく、妻の両親の住宅にも程近いと、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は交通量も少なく、子育てしやすい環境で両親の住む住宅にも近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の両親の住宅からも程近く、何かあったときにすぐに駆けつけることができる場所と考え、申請に及んだものです。

以上7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について宇田川委員、3番については私から説明いたします。4番及び5番について田口委員、6番及び7番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

1番の件についてご説明いたします。

10月12日に現地確認を行っております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場であります。西側出入口部分を除いて周囲にコンクリー

議 長

8 番 委 員
(宇田川委員)

議 長

1 0 番 委 員
(田口委員)

トブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

2 番について、宇田川委員よりお願いいたします。

2 番の件について説明します。

10月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、北側と西側は既設コンクリートブロック、南側は地先ブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

3 番について、私から説明いたします。

3 番の件について説明いたします。10月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口を除き、周囲にコンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置、区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

4 番及び5 番について、田口委員よりお願いいたします。

それでは、4 番、5 番の件につきまして説明をいたします。

まず、4 番の件についてです。10月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、北側及び南側にコンクリートブロックを設置し、東側は既設コンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、5 番の件についてご説明いたします。同じく10月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、2 件報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

す。

ありがとうございました。

2 番 委 員

6 番及び 7 番について、藤井委員よりお願いいたします。

(藤 井 委 員)

6 番の件についてご説明いたします。

10月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側水路、東側及び南側は道路に接し、北側は既存コンクリートブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、7 番の件についてご説明いたします。10月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き周囲をコンクリートブロック及び地先ブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定により、令和 5 年 4 月 1 日の施行日から起算して 2 年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができるとされています。このため施行日以前の旧農業

議
全
議

長
員
長

経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり農業委員会にご審議をお願いするものです。

それでは、議案書の5ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は1,099平方メートル、再設定で、期間は5年です。

本計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の6ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、4件の届出がありました。届出の内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の7ページから8ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、9件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

議

長

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、11月24日金曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時24分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年10月25日

議 長

署名委員

署名委員